

ヘッドライン

◇県コロナ拡大防止
協力金の申請について…4面

◇納税が困難な方には
猶予制度があります…3面

◇各行事等中止のお知らせ…4面

ホームページ <http://www.hcci.or.jp>

ひろさき 弘前かいぎしょ TODAY

会報

毎月15日発行(1部120円
送料込み)

2020

5

NO. 754

〒036-8567 青森県弘前市上鞆師町18-1

弘前商工会議所

TEL 0172(33)4111 FAX 0172(35)1877

(購読料は会費の中に含まれています。)

「新型コロナ感染拡大に係る官民一体の経済対策を」～弘前市に要望書提出～



去る4月22日、当所清藤会頭が櫻田弘前市長を訪ね、弘前市に対する新型コロナウイルス感染拡大対策に関する要望書を手渡しました。このたびの要望は、政府の緊急事態宣言発令により市民の間にも大きな不安が広がるとともに、地域経済社会への影響がより深刻な状況となっていることから実施したものであります。

このたびの具体的な要望内容は、①収入が断たれ、人件費、家賃などの固定費が支払えない事業者への早急な支援②今後の国、県の経済政策に応じた第二弾、第三弾の時宜を得た支援策の実施③医療、経済、大学、福祉、市民などの代表が一堂に会しての広く意見を聴取する場の設置と市民への積極的な情報発信の3項目としており、市民、行政、経済界が一体となって取り組みを進めるための要望となっています。

当所では、去る2月25日の政府基本方針の決定を受けて、直ちに特別相談窓口を設置して

の相談対応を実施しており、要望書提出の時点ですでに150件を超える資金繰りを中心にした相談が寄せられているほか、事業所訪問における情報提供や特に影響の大きい飲食・観光関係の会員への状況確認などを実施しております。

清藤会頭は、「相談者の中には“売上がゼロになった”、“今月の支払いができない”という厳しい現状の声も寄せられており、何とか互いに知恵を出し合って切り抜けていきたい」と述べ、要望を受けた櫻田市長は、「厳しい現状の認識は同じだと思う。やれることを一つずつ進めていきたい」と述べました。

当所では、引き続き特別相談窓口を開設しておりますので、お早めのご相談ご活用をお待ちしております。また、当所ホームページで、新型コロナウイルス関連のQ&A、支援策などの最新情報をお知らせいたしておりますのでご確認ください。

Webサイト内専用バナー

(<http://www.hcci.or.jp/>)



弘前公園の閉鎖状況について

4月10日から新型コロナウイルスの全国的な感染拡大の影響を受け、弘前さくらまつりの会場である弘前公園が完全封鎖されました。

期間中は園内の各門や入口にバリケードを設置し警備員が配置され、園内全域の立ち入りを禁止し、外濠での立ち止まったりの花見や三脚を用いての写真撮影制限に加えて、弘前市が弘前公園の封鎖と開花情報拡散に係る自粛要請の動画を国内外に発信したこともあり、例年に比べ

外濠のソメイヨシノを眺める人たちの数には明らかな減少が目立ちました。

園内の桜は例年と変わらず美しい花を咲かせましたが、今年は一般の方々の目に触れることなく散ってしまい、桜の開花を見られなかった市民からは悲嘆の声が上がっておりました。

一刻も早い事態の収束と来年のさくらまつりが平穏で安全なまつりになることを願います。

<地域・産業振興課>



〈追手門入口〉



〈閉鎖された追手門〉

訃報

新戸部満男名誉会頭ご逝去

当所名誉会頭の新戸部満男氏(株ムジコ・クリエイト名誉会長)が4月24日にご逝去されました。行年89歳。



新戸部氏は昭和63年4月に当所常議員に就任以来、平成10年11月に会頭に選任され、齊藤熊五郎前会頭の後任として4期12年間にわたり会頭職を務められました。この間、当所創立百周年記念事業をはじめJAPANブランド育成支援事業等による地場産業や弘前観交劇場の推進による地域振興に心血を注がれました。平成22年11月からは引き続き、当所名誉会頭としてご指導をいただいております。また、商工会議所活動はもとより、弘前交通安全協会会長をはじめ交通関係団体の要職を歴任、弘前市防衛協会会長として自衛隊関係の支援協力を行うなど幅広い分野でご活躍をされました。

なお、今般の時勢を鑑みて通夜及び葬式の儀は近親者のみにて執り行われ、後日お別れの会を執り行う予定とのことです。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

弘前ねぶたまつりの中止

4月15日、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を踏まえ、弘前ねぶた運営委員会を開催し、同日弘前ねぶたまつりの中止を宣言いたしました。

弘前ねぶたまつりの合同運行が初日から中止されるのは戦後初めての出来事であり、市民に衝撃を与える発表となりました。

中止決定は、ねぶた参加団体を対象に実施した意向調査の結果や感染拡大について終息の見込みが立っていないこと、まつりの際の密集が予想されること、ねぶた制作時の密集・接触等が避けられないことを理由に判断されました。

なお今後は合同運行のほか町会単位での運行についても、ねぶた団体に自粛を要請することとなりました。

<地域・産業振興課>

弘前市に対する要望事項への回答報告

令和2年度弘前市に対する要望事項について、去る2月20日開催の弘前市長との懇談会の席上、全項目に対する回答書をいただいておりますので、最重点要望事項への回答（今後の処理方針）の内容をお伝えいたします。

最重点要望事項

1. 中心市街地の賑わい創出に資する活性化施策の推進等について

＜当所からの具体的要望内容＞

- ①中心市街地活性化のための旧第一大成小学校の活用策の検討
- ②土手町通り（県道3号弘前岳鯉ヶ沢線）の一方通行解除に向けた検討会議の設置
- ③街並み条例を作り、城下町らしい店づくりの背景を整えることで商店街が活性化する仕組みづくり
- ④弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続

市からの回答

①旧第一大成小学校校舎は耐震上の問題もあることから、旧校舎を含む敷地全体の活用策について、令和4年に予定されている中核病院開設後の市立病院の活用策と合わせ、現在、庁内関係課（企画課、財政課、管財課、福祉総務課、健康増進課、地域医療推進室、商工労政課、観光課、建築住宅課、都市計画課、市立病院事務局）で検討を進めております。

当該地は、津軽の玄関口である弘前駅から土手町や弘前公園などの拠点をつなぐルート上に位置し、都市機能や公共交通機能が集積する市の中心部として、通勤・通学や観光客等、市内外から様々な人が訪れるなど、まちづくりを進めるうえで大変重要な場所であります。

よって、まずは活用策を検討するうえでの方向性について、賑わいの創出も含め、市としてこの場所に何が必要なのか様々な政策課題等を整理しながら、今後のスケジュールも含め、しっかりと検討し、方向性が整理され次第、商工会議所をはじめとした関係機関や市民等の声も聴きながら具体的な活用策の検討を進めてまい

ります。

②一方通行の交通規制は、青森県公安委員会の管轄であり、青森県警察においても規制の新設・改正・解除等の際には、地域の方々の同意、商店や道路管理者である県の協力を得る必要があります。

中心市街地の活性化につきましては、これまでも市や弘前商工会議所などが参画している弘前市中心市街地活性化協議会において協議してきたところでありますので、市といたしましては、一方通行解除につきましても、同協議会の中のワーキンググループの場を活用して協議してまいりたいと考えております。

③要望のあった事項につきましては、これまでの取り組みを基本としつつ、市や弘前商工会議所も参画している弘前市中心市街地活性化協議会の中で、ワーキンググループの場を活用し、弘前市全体の街並みのコンセプト、ストーリー作りについても検討してまいりたいと考えております。

また、市では、市民・観光客が街中を回遊し、滞在を促す施策に取り組んでおりますが、国土交通省が今年度募集した、国と地方自治体が一緒になり、街中を「車中心」から「人中心」にする「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す、「ウォーカブル推進都市」に参加しております。

このように、今後も街並みづくりを含め、街中に人を集めて賑わいが創出される仕組みづくりに取り組んでまいります。

④市といたしましては、中心市街地の活性化にあたり、市や弘前商工会議所、商店街振興組合、まちづくりに関わる民間企業、NPO団体等が参画している弘前市中心市街地活性化協議会は極めて重要だと考えており、令和2年度は基本計画の最終年度にあたることから、基本計画の推進に加え、これまでの基本計画の進捗・効果に関する総括や、今後の中心市街地のあり方についての検討が必要となります。

これらの実施にあたっては、まちづくりに関

わる各種団体・民間企業等によって構成されている協議会の活動は極めて重要であると捉えております。

また、中心市街地における諸課題について協議し、解決策を検討していくために、協議会においてワーキンググループを開催することも効果的であると考えますので、今後も連携して中心市街地の活性化に取り組みたいと考えております。

＜総務財政課＞

議員

新しい議員さんです



㈱ユニバース堅田店
店 長
前田 剛志



㈱さくら野百貨店弘前店
執行役員弘前店店長
斎藤 清人



東奥信用金庫 本店
本店長
船水 章文

弘前市よりお知らせ

弘前市では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により休職等を余儀なくされた方と農業者とのマッチングを開始しました！

- ◇一時休業中で雇用主から副業を認められた方
- ◇業績悪化等により解雇された方
- ◇大学生等で飲食店等でのアルバイトが制限された方
- ◇その他新型コロナウイルスの感染拡大の影響により新たな働き先を探している方 など

農業生産現場での一時的就労をしてみませんか？

【お問い合わせ】

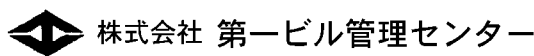
就労先となる農家をお探しの方・農業に興味のある方は弘前市農林部農政課（40-7102）へ賃金の支援を希望する農家の方は弘前市農林部りんご課（40-7105）へ

＜弘前市りんご課＞



株式会社 角 長 弘前市和徳町142 TEL0172-32-6156

ビルクリーニングとごみ収集のことなら。



〒036-8075 弘前市撫牛子宮本728-4
TEL 0172 (28) 3206(代)
FAX 0172 (27) 5374

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。ただいま会員数 2,283 件（特別会員含む）

事業所名	代表者	住 所	営 業 内 容
Paltenon	松 田 千 春	弘前市田園三丁目1-3 ハルプラザ2階	飲食店
STAY GOLD	太 田 圭 亮	弘前市御幸町10-27	理美容院
訪問美容 Myuu	黒瀧美由紀	弘前市藤代二丁目18-2	訪問美容
㈱Sasayell	齊 藤 明	弘前市狼森天王5-23	保険代理店、結婚相談所
㈱ビッグ・ウイング	中 嶋 鉄 義	弘前市末広二丁目6-7	バス送迎業務
CASUAL ダイニング&BAR 山小屋	宇都宮 力	弘前市土手町60 山田ビル2階	居酒屋
㈱TRC	葛 原 順 一	弘前市山下町2-12 パインビル2階	保険代理店
㈱み乃せ	須 藤 一	弘前市新町167-1	業務用食材卸
海の灯	外崎祐一郎	弘前市本町95 丸二ビル2階	居酒屋
温熱刺激 イトオテルミー療術所 コーラル	森 下 真 百	弘前市品川町10-1-1	温熱刺激療法、よもぎ蒸し
公建	木 村 保	弘前市藤代三丁目3-21	土木工事
㈱ブランデュー弘前	西 澤 雄 貴	弘前市末広四丁目1-1	サッカーチームの運営
やまだ鍼灸院	山 田 光 輝	弘前市高崎一丁目5-1	鍼灸
㈱マルショウ對馬商店	對 馬 寿 三	弘前市中別所電11-4	りんご卸売業
行政書士 アップル経営コンサル事務所	福 士 昭 夫	弘前市青山四丁目1-1	行政書士

そうだんしよ TODAY

問 い
合 わ せ

中小企業相談所
TEL(33) 4111 FAX(35) 1877

人材情報

お問い合わせはハローワーク弘前へ
(☎38-8609)

現在、ハローワークで求職中の方々の情報です。ご興味のある経営者の皆様は「ハローワーク弘前・紹介部門」まで、お気軽にお問い合わせください。

	受講訓練 受講期間	免許・資格・ 専門知識・技術等	職歴・経験等	希望月収(万) 希望勤務地
1	パソコン 基礎科3 3ヶ月	介護福祉士、保育士、 栄養士	商品販売員： 1年10ヶ月 保育士：3年	弘前市 平川市
2	パソコン 基礎科3 3ヶ月	Word文書処理技術技能認定 試験3級 Excel表計算処理技能認定試験 3級	看板の取り付け、 イベント開場設 営：18年6ヶ月	弘前市

※ハローワークに登録をしている人材の紹介を希望する場合は、求人申し込みが必要です。

新規高等学校卒業予定者を 対象とした求人の早期申込みを！

令和3年3月に高等学校を卒業する生徒を対象とした求人の申込み受付開始は6月1日です。

新規高等学校卒業予定者の地元就職促進と各企業においては優秀な人材の確保のため、早期の求人申込みをお願いします。

お問い合わせ・受付先

弘前公共職業安定所 求人企画部門

電話 0172-38-8609 (31 #)

お気軽に相談を!! 『行政書士相談日』

当所では、日常、業務を行う中での困りごと、許認可の必要性や商取引でわからないことについて行政書士による相談会を開催しております。

●開催日 6月10日(水)・7月8日(水)

●時間 13:00～17:00

●場所 弘前商工会議所会館5階相談コーナー

●相談員 桔梗行政書士事務所
行政書士 竹内知弘氏

●相談内容の一例

☆建設業や産業廃棄物処理業などの許認可に関する相談

・許可取得の要件など

☆農地の売買などに関する相談

・農家同士の売買や、農地転用の要件など

☆遺言・相続・成年後見に関する相談

・遺言書の作成方法、遺産分割協議書や成年後見に関する説明など

<経営一課>

企業法務TODAY

～知っててよかった法律知識～

第42回：コロナウイルス対策（その2）

Q 個人事業主ですが、コロナウイルスの影響で売上が激減し、廃業を考えています。取り得る手段を教えてください。

A 借入金や未払金等がない場合、もしくはあっても支払い可能な場合、負債等は支払って清算してしまいます。賃貸借契約、リース契約、公共料金等の各種契約を終了させます。リースは残リース料の一括支払いが必要で、許認可を受けている場合には監督官庁に廃業の届出を出します。取引先等の関係各所には、廃業する旨の連絡をしたほうが良いでしょう。最後に確定申告を行います。消費税の未払い等に気を付けて下さい。

負債等の支払いができない場合、負債を整理するには自己破産手続きを行う必要があ

ります。破産の申立をすると、裁判所により「破産手続開始決定」がなされます。必要に応じて破産管財人が就任し、財産の調査・整理（換価）、配当、免責（借金免除）等の手続きがなされます。免責が認められれば、届け出た負債は、公租公課や特別な債務を除き、消滅します。申立の準備は煩雑ですので、弁護士に相談、依頼したほうが良いでしょう。また、申立を依頼する弁護士の着手金、裁判所へ納める予納金といった費用がかかりますので、その資金を残しておくことも重要です。

全く別の廃業方法として、事業譲渡も考えられますが、複雑ですので、弁護士等の専門家に相談しましょう。

（横山航平法律事務所 弁護士 横山航平）

新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

【注1】 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

【注2】 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査

○猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

（連絡先）

弘前税務署徴収部門

0172-68-0641

猶予制度の
詳細はこちら
国税庁HP



<経営一課・二課>

事業の「引継ぎ」早めのご準備を

国内では人口減少が進み、経営者の高齢化、後継者不在が深刻な状況になっています。この問題を放置すると廃業が急増、雇用や経済に大きな影響が出て、特に地方では市町村の存続まで懸念されています。

たとえ後継者が決まっていなくても事業承継には経営権や会社の支配権を引き継ぐ「経営の継承」、自社株や事業財産などを引き継ぐ「財産の継承」、経営理念や家訓、信条を引き継ぐ「意思の継承」、などがあり、いずれも一定の期間と準備が必要となります。

また、親族内承継、役員従業員への承継、第三者への承継など形も様々です。

当所では下記のとおり専門家による相談会を定期的に開催しております。事業承継に関する相談は「早すぎる」ということはありません。秘密厳守ですので、ぜひご利用ください。

■青森県事業引継ぎセンター出張相談会

主催：(公財)21あおもり産業総合支援センター
開催日：6/18(木)、7/16(木)、8/6(木)

※以降も月1回定期的に開催します

時間：13:30～16:00

場所：当所会館4階401室

相談員：青森県事業引継ぎ支援センター

専門相談員 佐藤廣和氏

※事前申し込みが必要なので当所までご連絡

ください。

<経営二課>

令和2年度労働保険年度更新の手続きについて

労働保険の年度更新（平成31年度確定保険料と令和2年度概算保険料の申告・納付手続きのことをいいます）を行っていただく時期となりました。

令和2年度の申告・納付期間は、6月1日から7月10日までとなっておりますので、お早めにお近くの金融機関・郵便局等で手続きをお願いします。（新型コロナウイルス感染症の影響により、納付期間が変更になる場合があります）※お問い合わせ先

青森労働局総務部労働保険徴収室
（電話 017-734-4145）

経営セーフティ共済

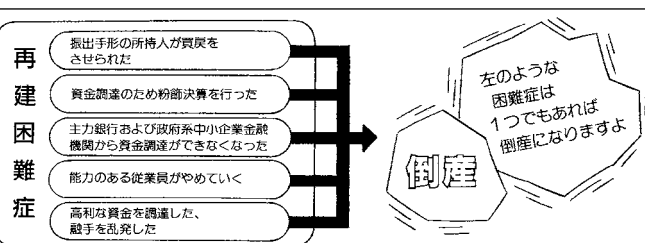
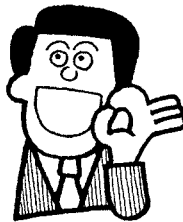
（中小企業倒産防止共済）

取引先の不測の事態に備えましょう。

▲掛金総額の10倍以内で共済貸付 ▲無担保・無保証人・無利子で貸付 ▲掛金は損金又は必要経費算入 ▲一時貸付制度あり

→ 詳細は中小企業相談所へどうぞ →

まさか……
の時に備えて



困っていたら
お早めに!!

倒産防止のための適切なアドバイス

経営安定特別相談室

弘前がいざしょ TODAY

ファッション甲子園2020開催中止

4月24日、ファッション甲子園実行委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響および政府の緊急事態宣言対象地域が全国に拡大されたことによる高等学校での休校措置が長引いている状況等を踏まえ、5月に予定していた第20回全国高等学校ファッションデザイン選手権大会（ファッション甲子園2020）一次審査会ならびに8月に予定していた最終審査会を中止することを発表しました。

中止については、全国ほぼすべての高等学校で政府の緊急事態宣言に伴う休校措置が取られ、一次審査会に係るデザイン画の制作やその先の衣装制作について例年より制作期間の短縮が想定されること、最終審査会では全国から出場者・大会関係者の移動に伴う感染リスクがあること、大会会場での密集・密閉状態を十分に排除できない状況にあること、加えて今後の新型コロナウイルス感染症対策について地域ごとに状況が大きく異なることが想定され、全国大会としての公平性に欠けること等を理由に判断しました。

ファッション甲子園は2001年の第1回大会以来、今回が初めての中止となります。

＜地域・産業振興課＞

【各種事業・検定等の中止のお知らせ】

事業

5/23(土) 会員ゴルフコンペ

検定講習会

6/11(木)～7/8(水)

令和2年度3級リテールマーケティング（販売士）養成講習会

検定試験

6/7(日) 第48回カラーコーディネーター検定試験

6/14(日) 第155回日商簿記検定試験

6/28(日) 6月珠算能力検定

7/5(日) 第44回福祉住環境コーディネーター検定試験

7/11(土) 第86回リテールマーケティング検定

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の申請に関するお知らせ

青森県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により、ゴールデンウィーク期間中、休業要請等を伴う緊急事態措置を発し、要請に協力した県内中小企業者に対して、協力金を支給しています。弘前商工会議所管轄の申請は、下記のとおり当所で受け付けていますので、期間中に申請してください。

【申請対象者】

4/29～5/6の全日で青森県の休業要請及び休業協力の依頼に協力した中小企業者。（4/28以前に開業、開店していること）

【対象施設】

・スナック、カラオケボックス等の遊興施設
・スポーツクラブ、ヨガスタジオ、ゲームセンター等の運動・遊技施設
・そろばん教室、体操教室等の学習塾等（床面積100㎡以下は対象外）

・土産物店、スポーツ用品店、宝石店等の生活必需物資以外の一部の小売店舗（床面積100㎡以下は対象外）

・休業又は夜8時から翌朝5時までの営業と夜7時以降の種類の提供を自粛した食事提供施設（宅配・テイクアウトを除く）

※青森県が細かく施設要件を定めていますので不明な場合はホームページで確認するかお問い合わせください

【協力金の支給額】（1事業者あたり）

法人30万円 個人事業主20万円

※複数の施設を運営していても1事業者とします

【申請書及び必要添付書類】

青森県ホームページより確認、ダウンロードしてください。

（入手が困難な方は当所でお渡ししています）

【申請方法】

原則郵送

〒036-8567 弘前市上鞆師町18の1
弘前商工会議所協力金係あて

※旧岩木町、相馬村地区の事業所は下記へ郵送してください

〒030-0801 青森市新町2-8-26 5階
青森県商工会連合会

【申請期限】

令和2年6月12日(金)まで（消印有効）

【問合せ先】

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金電話相談窓口

電話 0120-917-886

＜協力金係＞

全国商工会議所 ビジネス総合保険制度 総合補償型

会員事業者を取り巻く様々な事業活動リスクからお守りします。

商工会議所では、本制度のほかにも会員事業所従業員の福利厚生を充実を目的とした「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。

業種	補償内容	賠償責任の補償	事業休業の補償	財産の補償	工事の補償
建設業	PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設・事業遂行等	火災、落雷、爆発、食中毒、風災、水災、震災など、地震	建物、屋外設備機器、設備・什器等、商品・製品等	建設工事、組立工事、土木工事	
製造業	施設・業務遂行に関する事故、工事設備でクレーン作業中に、建物が落下、歩行者にケガをさせた。	火災に関する事故、本社建物の火災により、工事受注業務ができず、事業を休業した。	工事に関する事故、台風による強風で、建設中の建物の屋根が破損してしまった。		
飲食業・宿泊業	生産物に関する事故、納入した機械の設計に不具合があり、利用者にケガをさせた。	水漏れに関する事故、給排水設備からの水漏れにより、生産できず事業を休業した。	財産に関する事故、工場から火災が発生して納入品の商品が全焼した。		
	生産物に関する事故、提供した飲食物でお客様が食中毒となり、下痢・発熱を発症した。	食中毒に関する事故、食中毒を発生させたことにより、保護者からの要求で店舗を休業した。	財産に関する事故、調理場からの火災により店舗が全焼した。		

※この広告は制度の概要を示したもので、補償内容・対象業種は引受保険会社によって異なります。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。詳細は引受保険会社の約款、パンフレットをご確認ください。

詳しくはこちらへ ➡ <http://hoken.jcci.or.jp/>
制度運営 : 日本商工会議所
お問合せ先 : 弘前商工会議所 総務財政課
TEL 0172-33-4111

◆引受保険会社◆

●東京海上日動火災保険株式会社
●損害保険ジャパン株式会社
●三井住友海上火災保険株式会社
●あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

弘前支社 TEL 0172-37-5401
青森支社 弘前支社 TEL 0172-33-4412
青森支社 TEL 017-734-7561
弘前支社 TEL 0172-38-7101

『企業の町医者』

(有)経営コンサルタント
なるみ事務所
Management Consultant
Narumi Office

代表取締役・チーフコンサルタント
鳴海 伸一
OFFICE : 弘前市高屋
安田679-10
PHONE : 0172-55-7474
FAX : 0172-55-7475



地域の会社を全力サポート

ICTサービスを通じて皆様の課題解決をお手伝いします

NTT東日本 青森支店

K19-03698【2005-2104】

誠実で丁寧な仕事が好評です。

公益社団法人 弘前市シルバー人材センター
TEL 0172-36-8828

